

令和5年度 大森地区町政懇談会

開催日時 令和5年7月31日（月）午後7時～午後8時15分

開催場所 大森公民館

出席者 立山町 舟橋町長、杉田副町長、西田消防長、清水総務課長、
成瀬住民課長、野田建設課長、佐伯農林課長

地元議員 佐藤議員

大森地区自治振興会 那智会長

企画政策課 瀬本課長、高江係長、牧田主任、藤田主任、西村主事

参加者数 31名（うち町職員6名）

1 挨拶

町長 挨拶

那智会長 挨拶

2 懇談会

（1）町からのお知らせ

- ①不燃ごみ毎月収集とリングロー株式会社による使用済み小型家電収集について
- ②剪定枝・落ち葉の屋外焼却について
- ③令和5年度（緊急）省エネ設備等切替促進事業について（住民課）

（2）大森地区協議事項

①災害時の避難所対応について

（総務課長）

災害発生時における指定緊急避難場所・指定避難所は、風雨や地震、雪など災害の種類によって使用できる避難所が異なるため、どの施設を開設するかは、災害の状況によって判断する。

大森地区で、洪水等水害が発生した場合、大森公民館・立山町子育て支援センター・みどりの森保育園・大日町公民館・大日町児童公園の施設は浸水想定エリアとなるため、使用することができない。避難場所は下段地区で開設される避難所で町が指定する、中央体育センター・立山町武道館・下段公民館・友情館である。

下段地区の避難所だけで収容できない場合には、五百石地区の避難所である雄山中学校・元気交流ステーション等も併せて設置する予定としている。

緊急時には、自らの命を守るため、浸水エリアからの脱出を最優先に考え、避難行動をとっていただきたい。

また避難所の開設状況に関しては、エリアメール、区長への連絡、防災行政無線、SNS等、幅広い媒体を利用して住民の皆様にお知らせする。

なお、地区外への避難に関しては、近隣の避難所への避難と違い、ご高齢の方や体力に自信のない方は避難に時間がかかることが想定されるため、長距離避難が難しい方には、各自防災組織や自治会等で避難支援の役割分担や車両を利用した乗り合わせ計画等を作成し、

共助による避難ができるよう、日頃から備えていただきたい。

②立山消防の今後の体制について

(消防長)

近年、高齢化の進展等により救急出動が増加し、出動が重複することが度々ある。出動重複などで人員不足となった場合には、通常、職員を招集し人員を補充するが、招集前に次の事案が発生した場合には、必要に応じて近隣消防に応援要請を行っている。当然、火災発生時や大規模災害が発生した場合でも同様の対応を取る。

現状、火災発生時には、必要に応じて、富山県下の消防相互応援協定により相互応援が行われているが、今年度、富山市と消防指令業務の共同運用を開始したことを契機に、新たに富山市、富山県東部消防組合、立山町の3者間で消防相互応援協定を締結した。これにより、火災以外の事案に対しての応援体制を強化したところであり、今後、この応援協定により、必要に応じて対応していくことになる。なお、この応援協定は、大規模災害に限らず、自己の消防力で対応が困難な場合、例えば、出動事案の重複などで人員不足等に陥った場合、連携している他の消防に応援要請を行うことができるものである。

続いて「今後の立山消防の未来像」について、大規模火災、大規模地震、火山噴火など大規模災害が発生すれば、確かに小規模消防だけの対応には無理があり、迅速性などを考えると広域化には大きなメリットがある。ただし、その反面、デメリットもありうると考えている。

仮に今後、消防広域化を選択する場合における相手方については、すでに指令業務を共同運用していることから、富山市との広域化が望ましいとは思われるが、相手方がいることでもあり、今後、適切な時期に検討を進めていきたい。

(3) 意見交換

- 協議事項1点目について。多数の避難者が来た場合の対応について、どういう体制になっているのか。以前総務課の避難所開設訓練に参加したが、避難所を開設するのは大変である。たくさんの方が集まった際に、誰が仕切り、統制するのか。

(総務課長)

まず、町職員が、マニュアルに沿って避難所を開設する。町職員5、6人程度であると思うが、それでは運営が追いつかないこともある。町職員から地区の方に運営をお願いすることになるので、地区の中でも役割を決めておいてほしい。ご協力をお願いしたい。

(町長)

まずは町職員が避難所の鍵を開け、皆様に避難していただき、職員を投入していく。その後2、3日と避難が長引いた場合、町が定めた避難所運営マニュアルに則って運営していく。これは全国共通のやり方である。避難したその日に、住民の皆様に応援をお願いするわけではない。災害が長期戦になりそうな場合、住民の皆様に避難所運営の役割をお願いすることになる。

また、大森地区の方の避難場所について。まず、下段地区では洪水被害はないと想定している。中央体育センターや武道館で、大森地区の大半の方の避難はカバーできている。それでも不足する場合は、雄山中学校や立山中央小学校等の五百石地区の施設もある。

- 富山市では、自主防災組織の連合のようなものを組織しているところもあると聞いた。避難所開設時に、この組織員が集まり避難所を開設するというもの。

また、先日の豪雨災害では、2回目の避難指示は真夜中だった。安全管理・二次災害のことは考えていたのか。例えば、消防職員が避難誘導をするなど。

(町長)

7月12日の夜は、夜間ということで、高齢者等避難、避難指示を出すには躊躇した。しかし、浦田の高野川が溢れてきて、床下・床上浸水の被害が出たので、避難情報を出すことを決断した。これまで、夜間は危ないので避難情報を出さないようにしてきた。今回の避難情報にあたっては、建物2階へ避難するなど、「自分の身を守ることを第一に」と補足して発令をした。

- 他市町村の消防に関係する人に聞いたが、夜中に避難指示は避けているとのこと。安全確保がなされたら、避難指示を出す聞いた。

(町長)

今回は迷いました。建物の2階への避難も併せて呼びかけながら発令したが、不安であったと思う。申し訳ない。

- 避難所運営マニュアル作成しているとのことだが、訓練やシミュレーションはしているのか。

(町長)

毎年、地区ごとに訓練を行っている。今年度は高野地区で開催予定。近年はコロナの影響で実施できていなかった。今後は毎年、地区ごとに順番に実施していきたい。本来は全地区一斉に実施できればよいのだが、なかなか難しい。

- 町長への手紙について。町長に直接提案できる、非常にいい制度。しかし、自分も出したことがあるが、回答内容が見当違いだった。町長は実際に見ているのか。

回答について、掲示されているものを確認すると、自分が書いた内容から、回答しやすいように書き換えられていた。そして、回答内容も見当違いであった。再度赤ペンで書いて出すと、自宅宛に回答が届いた。回答として十分だとは思えないが、許容範囲ではあった。しかし、前回の見当違いの回答が4か月間掲示されたままになっている。

町長の手紙はどのタイミングで町長が見て、どのように回答作成し、掲示しているのか。どのようなシステムなのか伺いたい。

(企画政策課長)

町長への手紙は、役場正面玄関やみらいぶのBOXへ入れていただくものや、HPからいただくものがある。いただいた町長への手紙は、まず町長が確認したうえで担当課を振り分け、各課で回答を作成している。回答についても町長は確認している。

(町長)

間違った内容を長期間掲示していたのは申し訳ない。すぐに撤去する。

手書きのものは個人特定の可能性があるもので、そのまま掲示するわけにはいかない。長文で書かれたものを要約する段階で、「書き換え」と思われる状態になってしまったのかもしれない。

- 剪定枝についての提案だったが、改善されていない。

今日のお知らせでも、剪定枝を環境センターに持っていくという内容があったが、基準が不明確である。地区のゴミステーションに出すときは、直径10cm以内、長さ1m以内で縛って出す、と認識している。前述に当てはまらない（大きい）ものについて、環境センターに持っていくということだが、職員によって対応が違う。また、竹についても明文化されていない。

基準がはっきりと示されていないため、住民課と環境センターとで意見の違いが発生している。このことについて、明文化してもらいたい。

(町長)

環境センターへの持ち込みについては、車に積める大きさ・長さであれば問題ない。この基準で持ち込んだ剪定枝を環境センターで拒否された場合は、指導するので連絡してほしい。車に積める長さというのは1m80cm程度。

- 車に積める長さを超えるものに加え、二股になっている大きな枝もダメだと認識している。昔はこの基準で大丈夫だった。一時期、今のゴミステーションと同じ基準になったと思う。そして、また基準が戻ったとのこと。基準が二転三転している。

(町長)

おっしゃるとおり、二股になっている大きな枝も環境センターでは受け入れられない。

(住民課長)

おっしゃるとおり、明記していない部分がある。今回いただいたご意見を踏まえ、また他にもご意見をいただいているので、反映させていきたい。

- 泊新地区から2点ある。

- ①大森地区の避難場所は下段の中央体育館、公民館、あるいは雄山中学校、立山中央小学校とのこと。しかし、大森地区は縦長で、泊新地区は一番山手にある。昔から常願寺川で何かあれば、釜ヶ淵に逃げろと言われてきた。泊新は、下段や五百石より釜ヶ淵の方が近い。ハザードマップを見ると、大森で一番危険なのが泊新。避難場所として、釜ヶ淵公民館との連携も考えてほしい。

- ②町道の管理について。県道 西大森釜ヶ淵線（西大森交差点から釜ヶ淵）は、時々草刈りされ、整備されている。町道（東大森交差点から泊新）の道は、特に草の管理がなされていない。

町道には約2年前に、転落防止柵ができた。一方で、草の管理がやりづらくなった。前の区長が役場に行ったら、門前払いをされた。安全管理と道の管理は別問題。転落防止柵を設置したからといって、草の管理も地区でやれというのはおかしい。県道、町道、農道それぞれの管理について整理して聞かせてほしい。

(町長)

- ① 町の指示に従って避難してほしい。釜ヶ淵小学校の体育館は冷暖房設備がなく老朽化しており、また釜ヶ淵公民館はスペースがない。予め決めておいたうえで、泊新の住民だけ釜ヶ淵で受け入れるということは可能かもしれない。まずは泊新の集落内で合意を得てほしい。そのうえで、検討したい。しかし、混乱しないよう、決まるまではこれまで通り下段へ避難してほしい。

- ② 町道の草の管理について、町道全てを町で管理するのは難しく、地区・周辺農家の方に

管理をお任せしてしまっている。県ではそれなりの予算を確保し、草刈りを年1～2回業者に委託して実施している。町は、町道すべてを管理する体力がない。

転落防止柵について、農水省の事業で、希望された地区に設置した。転落防止柵によって、草の管理はしづらくなったり、除雪もしにくくなった。地区と協議のうえ設置されたものではあるが、実際に設置してみると不便さが明らかになったものだと思う。

(建設課長)

お話があったのは、泊東大森線。南から転落防止柵を設置した。設置したら草刈りが大変になるということを経験した地区の方には説明し、ご理解いただいたうえで設置している。安全対策という面で、転落防止柵の設置は間違いではないと考えている。町道の草刈りは地元の方に甘えているのが事実。申し訳ないが、ご理解とご協力をお願いしたい。

- 泊新地区として、できることはやってきたし、今後もしていきたいと思っている。ただ、紐や刃の草刈機では刈りづらくなった。地区の中では、除草剤を撒いている人もいる。その除草剤を町で用意してもらうことはできないか。

(町長)

除草剤を用意し、地区の方で撒いてもらうのであれば可能かと思う。職員が除草剤を撒くことは難しいが、用意することはできるかもしれない。検討したい。

- 空き地・空き家がたくさんあり、活用されていない。大日町でも20軒余りの空き家がある。京都では空き家に税金をかけることが検討されている。空き家税。空き家を流動化させる制度はないのか。富山市では、中心部での新築・リフォームに対する50万円の補助制度がある。町中心部の人口を維持し、雄山高校を残す方策を。

(企画政策課長)

約2年前に空き家実態調査を実施した。「空き家」という定義に当てはまるものは町内に約450軒確認され、年々増加している。空き家・空き地は個人の財産であるため、手が出しづらいというのが事実。

空き家対策として、町では「空き家バンク」をやっている。固定資産税の通知の際に案内を同封するなどし、最近では空き家の登録数が増加傾向にあるように感じている。

またリフォームについても、基本額10万円で加算要件がある補助金があるので、周知に努めたい。

(町長)

空き家の購入に対する補助制度もある。

京都の話は承知していないが、固定資産税の住宅用地特例のことだと思う。住宅が建っている宅地で、200㎡までの家は、固定資産税が6分の1になる。200㎡を超えた分は3分の1になる。家を解体すると、その特例が適用されなくなるということで空き家をそのままにするという方がいる。

何年も空き家を放置している場合は、その特例を外すよう、全国町村会でも要望している。本来は危険な空き家になる前に持ち主に処分してもらいたい。

- 不法投棄について。春に所有者以外のゴミを片付けた。まだ所有者のゴミが残っているので、早期撤去を望む。

- ①東大森地内の農地を売却された方がいた。しかし放置されており、害虫・景観の問題が

発生している。どの程度で行政の指導が入るのか。地区から直接は言いづらい。町から指導してほしい。

- ②常願寺川河川敷の雑木がジャングル化している。川が氾濫した場合、流木被害が心配。国や県は被害が起きてから動く、という考えのように思える。事前の伐採を国に働きかけてほしい。

(農林課長)

- ① 該当の農地は、所有権移転後の放置。畦が壊されているが、地目は農地から変えておられない。何かを植えておられ、不法に用途変更していないため、現状行政の指導等はできない。

- 雑草の問題。どのくらい伸びたら指導するのか。農地としての適切な管理を指導してほしい。

(農林課長)

該当の場所については、不法投棄などが起きないように注視している。

(住民課長)

環境美化条例に基づき、文書にて指導している。草の長さによる指導基準は主観であり、何mという基準はない。その農地の周りの方からの相談によって指導・草刈りの案内をするので、またご相談いただきたい。

(町長)

正式名称ではないが、町の景観条例（立山町環境美化の推進に関する条例）というものがある。不愉快に思われた場合は町に連絡をいただいて、町から対象の方に勧告するというもの。ひどい場合は、行政罰として過料に処することができる。

農地であることから、農業委員会で指導してもらわないといけない。ひどい場合は、住民課から指導する必要がある。

- ② 常願寺川の雑木については、先日富山河川国道事務所長に直接申し入れをした。前回伐採した後予算がついて、利田の方から伐採が進んだ。ここ数年は伐採が進んでいなかったのは、予算をつけてもらえなくなったとのこと。利田の方では、根固め工（コンクリートで固める作業）をし、その関連工事で周辺雑木の伐採をしている。

雑木は堤防能力を弱めるので、特に大木を伐採するよう要望している。ただ、横江野開において災害が発生し、その対応をされている関係で、今年度雑木に対応するのは難しいかもしれないとの話があった。引き続き要望していきたい。

4 閉会

佐藤議員 挨拶

終了